

社会教育とまちづくりについて

筑後市社会教育委員の会からの提言

平成22年10月25日

筑後市社会教育委員の会

社会教育委員の会の考え方〔提言〕

* 「まちづくり」と社会教育（委員）について考える

近年、地方自治体を取り巻く状況は地方分権や規制緩和、長引く不況による税収の減少などで、かなり厳しいものと推察されます。そのなかにおいて、筑後市が市民のニーズに応えるべく努力されていることに對し、社会教育委員の会は敬意を表します。

さて、現今の社会情勢のなかで重要なことは、まちづくりの原点とも言うべき「人づくり」であり、行政運営において重要なことは、市民に理解された行政施策を実行していくことではないでしょうか。

ところが、実態に目を向けると、施策に一貫性が欠けているのでは…と思われる部分もあります。例えば「校区コミュニティ構想」「男女共同参画推進条例」「図書館構想」など、いくつかの「まちづくり」に関わる事業が発表・実施されていますが、思わしくない状況にあるようです。

“市民生活に関わるものは、ある意味すべて社会教育の範疇である”と考える社会教育委員の会では、「これらの問題に社会教育関係者・公民館関係者として、どのように取り組んだらよいか？」と会議を重ね、社会教育委員として「まちづくり」にどのように関わることができるのか、検討を続けてきました。

この問題は簡単に解決できるものではありません。時間をかけて実態を十分に把握しながら取り組むべきものですが、これまで会議で討議された内容について報告を行うことで、今後の事業に反映できればと提言いたします。

(1)「まちづくり」とは

①「まちづくり」って何だろう

「住みよいまちづくりを進める」と聞くと、建物や道路などの整備をイメージする…といったように「まちづくり」という言葉は、多くの人々にハード面のまちづくりをイメージさせます。しかし、「まちづくりは人づくり」ともいいます。ハード面とソフト面の事業が車の両輪のようにバランス良く進んでこそ、住みよいまちをつくり上げることができるのです。行政が主体となった計画ではなく、市民が主となって必要なものは何か、どのような手段（方法）があるかなどを決めていくことが、今後の「まちづくり」に求められる姿です。そのために「人づくり」が重要とされているのです。

ところが、現状を見てみると、ハード面に重点が置かれ、「人づくり」が遅れているようです。この分野を担っているのが、社会教育であり公民館活動なのです。

②何をしたらいいだろうか

「まちづくり」を進めるためには、行政と市民の両方が「まちづくり」の意味を理解することが必要になります。そのためには、自分たちが住んでいるまち（地域）を知らなくてはなりません。まちづくりの原点でもあるまち（地域）の歴史・遺跡などに目を向け、それらについて調べ、学び、その成果を活用し、守りながら継承していくことが基本です。そうした学習成果を基に市民みんなが「まちづくり」について考え、行動することが重要です。

そのためには、市民の側にも行政が発表している「まちづくり」の指針である総合計画や各種の基本計画、行動計画などの内容や目的を知ることが求められます。そして、最終的には「自分が住んでいるまちは自分たちでつくる」という意識を持ち、一部の参加者だけでなく、多くの市民が主体的に行動することが望まれます。まずは、行政区や校区で行う事業や協議の場に積極的に参加し、現状を知ることから始めることです。

③校区コミュニティとは

地域（行政区や校区）といっても、規模の大小、活動内容、予算、高齢化率など状況はさまざまです。また、近隣の地域が同じような伝承行事を行ったり、行政区ごとに「安全、安心のまちづくり」や「あいさつ運動」、「地域の子どもは地域で」と同種の事業を行ったりしています。

このような問題を解決するために、一定の地域・校区が一体となって、いろいろな事業を行う…というのが「校区コミュニティ」です。

校区コミュニティには、行政区やいくつもの団体が含まれ、その各団体が横の連携を持ち、活動していくことになります。また、地域の中には「何かをしたいが、どうしたらいいかわからない」という人もいますので、情報が行き渡る仕組みが必要です。

国は次々と地方分権、行財政改革を進めていて、その波は地方自治体へと波及してい

ます。市町村合併を見ても、小さい町村は大きな都市との合併を推進しています。今後は、合併の如何を問わず厳しい行財政運営が強いられると思われます。

校区コミュニティは、市町村合併の小型版ともいえます。

- ・ 小さい集団より大きな集団になって「地域のことは地域で行う」
 - ・ 知識と汗と協力が多く集まることにより「今までできなかったことも可能になる」
- そのためには「住民と行政との協働」が必要となってきます。

④「まちづくり」と社会教育

先ほども述べたように、「まちづくりは人づくり」です。行政における「人づくり」は、学校教育については教育委員会、社会教育については社会教育課と中央公民館が担当しています。また、家庭教育は各家庭の役割になるため、行政は支援の立場に回ります。

これら「学校教育・社会教育・家庭教育」を含めたものが生涯学習ですが、市民や一部の行政職員には「まちづくり」と「生涯学習」の関連が理解されにくいようです。

今後の社会教育行政は、市民の学習活動の支援という観点のほか、「まちづくり」への参加を促すことも必要となります。そのためにも社会教育課と中央公民館が連携して、魅力ある事業や講座などを企画・運営し、まちづくりリーダーを養成することが望まれます。

⑤公民館活動の目的

社会教育法第20条には「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際に即する教育、学術および文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする」とあります。

このように、公民館活動の目的は住民の基本的教養、健康の増進、情操の純化が図られること、住民の知性、感性、徳性、健康が基本的に培われることによって生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とすると規定されています。この公民館本来の目的を、校区コミュニティと一体となって実現していくことが望まれます。

(2)「まちづくり」「地域づくり」に取り組むために

①組織づくり

- ・ すでに、さまざまな団体が存在しているので、新組織ではなく既存の組織を活用することが望ましいと考えます。

〈例〉青少年健全育成校区民会議・校区公民館…行政区長をはじめ地域の団体役員の大半が参加しています。

- ・地域内にある社会教育団体やまちづくり団体が、連携協力を図ることが重要です。
- ・さまざまな情報が途中で滞ることなく、末端まで行き届くしくみが必要です。

②事業を行う事務所等

- ・青少年健全育成の面から、また校区民会議を活性化するためにも、地域の生涯学習施設として小学校などを活用し、学校職員やPTAなどと協力することが大切です。(現在、校区民会議の事務局は小学校にあります)
- ・これまで以上に、学校施設および公共施設の開放を促し、積極的に活用することが重要です。

③事業の計画および推進

- ・社会教育関係者が持っているノウハウを活用します。
(社会教育課や中央公民館で実施している事業や講座などの立案方法の活用と連携)
〈例〉まちづくり講座、出張所出前講座、生涯学習まちづくり講座、行政の各種講座
- ・これまでは地域で実施してきたが、少子高齢化の進行に伴い継続が困難となった事業などは、小学校校区全体で見直すことが必要となってきます。
〈例〉敬老会、運動会、文化祭、伝統行事、青少年育成、成人式など
- ・地域内にある大学・高校、企業などの施設や人材の活用を図ることが必要です。
(市内にある多くの社会資源の積極的な活用)
〈例〉九州大谷短期大学は、「地域に開かれた大学でなくてはならない」という考えなので、活動場所、学習の場、発表の場として考えられます。

④社会教育関係職員をはじめ行政職員はどうすべきか

- ・行政が行うさまざまな事業や講座の中には、担当課は違うが、内容や対象者が似ているものも多くあります。これは、行政が縦割りのために起こるものです。同一目的の事業や同一対象者の事業は担当課が連携して、一本化することが大切です。そうすることが、参加者の負担軽減と、重複する事業に対する予算の削減につながります。
- ・住民の学習意識は高く、多くの情報を持っています。それを行政職員がどこまで理解しているかが問題です。住民が求めるものを敏感に察知し、実行することが重要です。
- ・各事業は予算主義で行われるため、担当課の予算消化に終わっていないか、担当者の自己満足的な内容になっていないか、住民に対して十分な情報の伝達ができているか、住民の学習目標に添っているか…などを十分検討する必要があります。
- ・予算を理由に学習者の要望に応えないことは許されません。お金をかけずにできる方法や人材を探すなどして対処することが求められます。
- ・重要なことは、社会教育に携わる職員が市の基本方針(総合計画、各種基本計画、行動計画など)を理解したうえで、住民をどのように指導したらよいかなど担当課や関係課間で意見を統一することと職員の意識改革です。

⑤事業推進のための人材の育成

- ・どんな事業や職場においても「リーダーの育成」は大きな課題です。毎年、中央公民館でリーダーの養成に向けた講座が開講されていますが、講座のネーミング、内容、募集方法などに工夫が必要だと思われます。
- ・リーダー人材の育成についてのノウハウを持っている社会教育関係職員の役目は、ますます重要になります。特に、地域においては事業の取り組みに必要な人材育成が急務のため、社会教育での迅速な取り組みが求められます。

⑥社会教育関係団体等の指導育成

- ・市内にある各種の社会教育関係団体に向けた、生涯学習時代における社会教育のあり方について学習会を実施する必要があります。
 - ◆社会教育関係団体の意義、補助金はなぜ貰っているのか…
 - ◆ボランティア活動の学習
- ・地域におけるまちづくり活動への関わりについて
 - ◆まちづくり団体などとの協働について
 - ◆縦割りの解消と連携の重要性

⑦市民が理解できる広報の充実

- ・市では各種の基本計画、推進計画、行動計画などを策定し、広報誌やダイジェスト版などで周知をしています。しかし、市民にはそれらの内容があまり理解されていないようです。多くの市民が情報を知り、内容を理解できるような広報の在り方を考える必要があります。忘れてならないのは、市民の目線に立って企画・編集することです。（広報は小学生高学年でも理解できる文面が基本で、編集者の自己満足的表現や情報は避けなくてはなりません。）
- ・人材育成や事業に取り組む地域の話題など、読んだ市民が「これなら私たちにもできるかも」と思える記事や、「〇〇〇について、△△△△ではこのような活動をして、成功している」といった情報や方策について知らせることが重要です。
- ・市では2ヶ月ごとに「生涯学習ちくご」を発行しています。紙面において社会教育委員の会の活動や地域コミュニティの進み具合などについての周知も必要です。また、市民がまちづくりについての疑問や意見を、気軽に各種団体の代表でもある私たち社会教育委員の耳に入れてくれるようになれば、市民の想いをまちづくりに活かしていけるようになってくると思います。
- ・まちづくりの在り方、進め方やその方法について再度、広報する必要があるのではないのでしょうか。

⑧事業の問題点、課題、評価

まちづくり事業を推進するうえで重要なことは、「なぜ」「どうして」「だれが」「な

にを」「なんのために」などといったことを、事業を計画する側と進める側が共通理解をすることです。そうしないと問題は解決せず、前進もしないでしょう。

まず、“いまはこのような状況で、どういった人に利益があるので、これが必要である”ということを明確にすることです。そのうえで、役割分担をして推進することが望まれます。やりっぱなしにならないように、時期を見ながらその事業に対する評価、反省を行い、次の課題へと進むことが重要です。

行政では、毎年事業の点検を実施しているようですが、受益者側の市民にはほとんどその内容が周知されていません。市民を動かすためには、積極的に事業の取組みの現状について事実を知らせることが必要となります。

（３）社会教育委員として関わりを考える

驚くべきスピードで高齢化が進んでいる状況の中、自転車にも車にも乗れず、バスの路線からも外れた地域に住む人が増えています。サンコア・中央公民館では多くの予算を投じて講座などが開講されていますが、参加できるのは、近くに住む人や交通手段が確保できる一部の人だけです。

そこで、社会教育委員が主体となって各地域の公民館などに出向き、「こんなことをしませんか？」と呼びかけたり、「こんなことをやっているの、どうですか？」と参加を促すことが重要になってきます。そのためにも健康づくり課などで行っている事業を地域に出向いて行うように橋渡しをすることが求められます。

また、学童保育所への入所年齢を超えた子どもたちや高齢者の居場所をどうするか、など社会教育として抱える問題はたくさんあります。

①地域活動の情報の収集

地域でまちづくり活動を実施している行政区、団体、グループなどの把握と、その実態を調べます。

②市・教育委員会・各機関が策定、発表している基本計画や行動計画の調査

総合計画をはじめ基本計画、実施計画、市民憲章、都市宣言など、まちづくりの基本となるものを学習します。

毎年度作成している社会教育などの指導指針ともなるべき「教育施策要綱」について調べます。

③社会教育委員として必要な法律、通達、通知、答申などの学習

教育基本法、社会教育法や過去に発表された各種審議会答申などを学習します。

- ・社会教育委員の職務のひとつに「青少年教育に関する特定の事項について社会教育関係団体、社会教育指導者^{*注1}その他関係者に対し、指導と助言を与えることができる」とあることから、関係課と協力のうえ、目標達成に向けた独自の学習会を継続します。
- ・社会教育や公民館などの主催事業の運営状況を見学したり、実際に参加して、実情の把握に努めます。

＊注1 「市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。」

（４）男女共同参画推進と社会教育

男女共同参画推進については、当市でも20年にわたり取り組んでいます。しかし、過去に行われた事業を振り返ると、かなりの予算を費やしているにも関わらず、その取り組みには一貫性が欠けているようです。その一因として、行政側の学習不足が挙げられます。意気込みは理解できますが、市民をサンコアに集めて有名人の講演会などを開催するだけではあまり効果は得られません。

また、これまで数回にわたって「行動計画」を策定して取り組んできているものの、市民が学び、語り、理解するための方策が見い出せていないようです。

本来、男女共同参画推進事業は「生涯学習の社会教育の分野」に入るものです。男女共同参画推進室が単独で事業を行うのではなく、市民に対する理解ならびに周知にかかる事業を本業としている部署（社会教育課や中央公民館）との連携協力が重要です。両者は同じ協働推進部フロアにあるので、今後は十分に横の連携を図ることが望まれます。

- ①中央公民館などが実施している講座などの中に、1～2単位は男女共同参画についての講義を入れることを提案します。
- ②社会教育課、中央公民館、男女共同参画推進室と人権・同和教育課が相互に持っている特徴を活かし十分に協議しながら取り組むとともに、下部組織（社会教育団体、町内公民館など）に指導ができるよう絶えず各課間の連絡調整が必要です。
- ③生涯学習まちづくり出前講座の中には講座名が硬いものもあるので、市民が聞いてみたくなるような講座名に変更し、活用の充実を推進する必要があります。

④中央公民館が実施している「家庭教育学級」を参考に、町内公民館、団体などが総会や研修などに取り組みやすい方策の検討を勧めます。

⑤市長部局、関係機関・団体などが実施している総会、研修会などに担当職員が出向き、役員への「女性の登用」についての説明や依頼をすることを提案します。

⑥最近の弁護士会では、「男女」という言葉の代わりに「両性」という言葉が使われるようになっていきます。このように、世間の意識も常に変化していくことを絶えず意識する必要があります。

（５）まちづくりと中央公民館の取り組み

①校区コミュニティ構想を推進するには、地域支援課だけでなく、中央公民館や社会教育課が地域との橋渡し役となることも重要です。なぜなら、地域で人が集まるのは町内公民館で、伝統行事やお祭りなどの事業を主宰しているのは町内公民館長だからです。

- ・市長部局、関係機関の情報伝達については、行政区長のみでなく町内公民館長にも連絡が行くシステムが必要です。
- ・町内公民館長の多くは、１期２年間の交代制で順番に引き受けるようになっているところが多いようです。それでは、地域づくりやまちづくりを進めるには短か過ぎて事業に専念できないと考えられます。そこで、市や教育委員会では選任方法などを指導すると共に、協働のまちづくりを中心となって推進する町内公民館長の処遇の改善が望まれます。
- ・町内公民館長をはじめ地域役員などに向けた活動マニュアルを作成することが望まれます。

②社会教育や公民館で学んだことを、いかに地域に還元するかが重要な問題になります。また、底辺を広げるには市民の意識改革が欠かせません。「ひとづくり」は、行政や中央公民館が行うべき職務です。また、公民館の仕事は「ゆりかごから墓場まで」と例えられるように、乳幼児から高齢者までが対象です。この幅広い年齢層の人々をうまく結び付け、地域住民の自主的な学習活動を支援・奨励することで「まちづくり」につながっていくことが望まれます。

- ・「予算がない、予算が取れないから（行動）できない」ではいけません。職員は、日頃から地域で頑張っている人々に情報の提供や学習の方法などを指導することが求められています。常に社会資源の発掘・活用などについて目配りし、有効な手

段を模索することが求められます。

- ③中央公民館北部・南部出張所は、中央公民館などに来ることができない人々に対して生涯学習の充実と機会を広げるため、また、町内公民館長に対する指導助言や町内公民館が円滑に運営されるように設置されました。出張所単位で実行委員会を設けていますが、最近は当初の目的から少し外れているような感じがします。ここでもう一度、中央公民館の業務である地域の人材の発掘・育成、リーダー養成や情報の提供などの事業と、地域住民が希望する講座などのあり方について検討する必要があります。

社会教育委員の会で9回の会議を持ち、検討した結果は以上のとおりです。

今後の社会教育事業に、提言内容が反映されますよう要望いたします。

また、筑後市の「住みよいまちづくり」という目標達成のため、社会教育行政に携わる職員も一丸となって取り組まれることも併せて要望いたします。

*** 社会教育委員の会の会議**

第1回	平成21年	8月	3日
第2回	平成21年	8月24日	
第3回	平成21年	9月14日	
第4回	平成21年	10月	5日
第5回	平成21年	11月	9日
第6回	平成22年	6月11日	
第7回	平成22年	7月16日	
第8回	平成22年	8月23日	
第9回	平成22年	9月21日	

*** 社会教育委員（15名）**

会 長	江 里 口	充
副会長	西 坂	ヨ シ エ
委 員	渡 邊	亨
	北 島	奎 吾
	今 村	淑 子
	諸 富	静 恵
	田 代	敏 昭
	中 富	和 子
	押 領 司	淳 直
	世 良 田	静 江
	吉 田	宏
	西 山	新 次
	大 藪	富 士 子
	中 村	秀 一
	安 永	努